

国民健康保険料（税）の前納に係る Q&A

【全般】

Q1 前納の仕組みは、全ての自治体で導入しなければならないのか。

A 加入している外国人被保険者の属性や規模等を踏まえて当該仕組みの導入を希望する自治体において、令和8年度保険料以降、任意で、条例を改正し導入いただくものと考えています。導入を検討いただくに当たっては、本事務連絡や条例参考例をご参照ください。

【対象者】

Q2 前納の対象者は、具体的にどのような者か。

A 賦課年度の保険料の算定の基礎となる所得を確認するに当たり、1月1日時点です住民登録を行っている自治体から所得情報を取得することから、賦課年度の1月1日時点において日本国内で住民登録されていない者を前納の対象とします。なお、外国人に限らず、帰国した日本人も同様の取扱いとする必要があります。

(例)

- ・ 令和8年5月1日に入国した者
→ 令和8年1月1日時点で日本国内に住民登録がないため、令和8年度保険料の前納対象。
- ・ 令和9年2月1日に入国した者
→ 令和8年1月1日時点で日本国内に住民登録がないため、令和8年度保険料の前納対象となり、令和9年1月1日時点での住民登録もないため、令和9年度保険料も前納対象となる。

Q3 Q2の対象者が、世帯主となるのではなく、前納の対象とならない世帯主の世帯に属する被保険者となる場合、当該世帯の世帯主は前納の対象となるか。

A 世帯主が Q2対象者に該当するかで判断するため、前納の対象でない世帯主の世帯に属する被保険者が1月1日時点で日本国内で住民登録されていない者である場合であっても、当該世帯は前納の対象外となります。

Q4 賦課年度の1月1日時点において日本国内で住民登録されていないことをどのように確認すればよいのか。

A 外国人については、国保加入手続時にパスポートや在留カード等の確認を行うことにより、1月1日時点で日本国内に居住していたかを確認することや、日本国内に前住所地がある場合には当該自治体に所得照会等により確認を行うことが考えられます。

Q5 前納の仕組みを導入する場合、1月1日時点において日本国内で住民登録されていない者全員に前納を求めなければならないか。

A 国から示す条例参考例でも、「特段の事情」がある者は前納の対象から外すことができる旨を規定しており、保険者の判断により、被保険者の事情に応じてあらかじめ前納の対象外とする(前納の納期限ではなく、通常の納期限を設定して賦課する)ことは差し支えありません。例えば、世帯構成員が多く年間保険料(税)が高額の場合や、技能実習等で年度内に転出し還付が発生する蓋然性が高い場合、他の自治体からの転入者で前自治体に前納した保険料(税)の還付手続が未了のため転入先で再度前納することが困難な場合等が考えられます。

【納付の方法】

Q6 前納の納期限は、どのように設定するのか。

A 地方税法上、納税通知書は遅くとも納期限の10日前までに世帯主に交付する必要があることを踏まえ、条例により、保険料(税)額の算定を行った日の属する月の翌月末などを前納の納期限としていただくことが考えられます。

Q7 保険料の本算定前に加入した者について、どのように前納とするのか。

A 本算定前であれば賦課すべき保険料(税)について計算ができないと想定されるため、本算定後の第一納期に一括で納付することとするか、暫定賦課など隨時賦課を行っている保険者においては暫定的に前納することとし、本算定後に差額について納付又は還付いただくことが考えられます。

Q8 納付書は一括納付の納付書のみ交付すればよいか。

A 前納の対象者については、基本的に一括で納めていただく納付書を1枚交付することを想定しています。

Q9 加入手続き時に前納の納付書を作成し、加入手続時に任意の納付を促してもよいか。

A 差し支えありません。より収納率の向上を図る観点から、こうした取組も有効であると考えています。

Q10 前納の対象者について、一括の納期限が到来しても納付がない場合、他の滞納者と同様に滞納処分を進めて問題ないか。前納の対象者と通常(従来)の滞納者で取扱いに異なる点はあるか。

A 滞納者に対する取扱いに異なる点はなく、他の滞納者と同様に滞納処分を進めて

いただいて差し支えありません。

Q11 前納し保険料を完納した者が、年度途中で転出等により資格喪失した場合、還付する必要があるか。

A その場合は還付の手続が必要となります。そのため、加入手続時にあらかじめ還付先の口座情報を任意で聞き取っておき、当該口座に還付金の振込を行う旨を通知した上で還付を行うといった取扱いが考えられます。

Q12 加入手続時の任意納付については、本人の了承を得られれば保険料(税)額の決定前(納入通知書の送達前)であっても、その場で納付書を交付してもよいか。

A 納付書の交付に当たっては、併せて賦課決定(それに基づく納入通知書の交付)が必要であると想定しています。

【システム】

Q13 市町村事務処理標準システム上、前納の仕組みを取ることは可能となっているのか。仕様書の改版は予定されているのか。

A 「国民健康保険システム標準仕様書」の第 1.6 版(令和8年1月公開予定)において前納に係る機能を標準オプション機能として取り込み、令和8年4月以降に市町村事務処理標準システムの改修を行うことを予定しています。並行して、令和8年4月(あるいは6月の当初賦課決定)から前納の仕組みを導入できるよう、外付けのツール(標準システムの賦課計算後に期割り情報を管理するデータベースに対し、一括で直近の期に保険料(税)額を寄せるための修正を行う SQL 等を想定)を開発し、これを利用する場合の個別手順を提供していく予定です。

Q14 前納を導入するにあたり、システム改修費用が発生する可能性があるが国からの財政支援の予定はあるか。

A 現時点ではシステム改修費用が発生する場合、財政支援を予定しています。

【その他】

Q15 前納を導入することにより還付が発生し、事務過多になるのではないか。

A 還付事務は発生しますが、滞納者が減少することにより滞納に係る事務も減少する見込まれるため、事務の増減は保険者により異なると考えます。

Q16 前納の翌年度、納期ごとの納付に不慣れで収納率が下がることのないよう、どのような対策を行うのか。

A 国としても、翌年度以降の納付についても記載した多言語リーフレットを作成予定

であり、このような制度周知の媒体を翌年度の納入通知時にあわせて送付する等の対応をご検討ください。また、加入手続時にあらかじめ翌年度以降に保険料(税)を口座振替で納めるための口座を任意で聞き取っておくという対応も考えられます。

Q17 前納の導入について、保険者努力支援制度(取組評価分)の評価指標を設ける予定はあるのか。

A 現時点では保険者努力支援制度(取組評価分)の評価指標を設ける予定はありません。

Q18 前納制度について、入国前の在留資格申請の時点で、制度の説明を行ってもらえないか。

A 前納については、まずは加入している外国人被保険者の属性や規模等を踏まえて導入を希望する自治体において導入していただくものと考えており、入国前の前納制度の周知については、その全国的な導入状況を踏まえて今後検討していきます。